

## 県営建設工事における技術者等の配置及び兼務について

[沿革] 令和2年4月2日制定、令和3年3月15日付け一部改正、令和4年12月16日付け一部改正

岩手県県営建設工事における技術者等の配置及び兼務の考え方について、次のとおり整理したものです。

### 1 技術者等の配置

技術者等		配置する(できる)工事	専任等	コリンズ登録	途中交代	必要な資格等	備考	
主任技術者	請負額 4,000万円 <sup>※1</sup> 未満	下請額合計 4,500万円 <sup>※2</sup> 未満	非専任	主任技術者	真にやむを得ない場合等 のみ認める〔監理技術者制度運用マニュアルP5〕	2級相当以上		
	4,000万円 <sup>※1</sup> 以上		専任					
監理技術者		下請額合計 4,500万円 <sup>※2</sup> 以上	専任	監理技術者		1級相当+監理技術者証(専任補助者を配置するとき、施工経験は不要)		特定建設業許可も必要
監理技術者補佐		監理技術者を2つの現場で兼務させるとき	専任	監理技術者補佐		主任技術者+1級技士補、又は、1級相当		R2年10月施行
現場代理人		全ての工事	常駐	現場代理人		不要		
増員技術者		予定価格1億円以上で低入札落札のとき	専任	担当技術者	認める	入札公告の技術者と同じ(施工経験は不要)		
専任補助者 <sup>※3</sup>		総合評価落札方式のとき配置できる	専任	専任補助者	主任技術者等と同じ	入札公告の技術者と同じ	R2年4月公告から	

※1 建築一式の場合8,000万円、 ※2 建築一式の場合7,000万円

※3 土木一式、建築一式工事のなか、他の専門工事を施工するときに配置する「専門技術者」とは違うもの。

### 2 同一工事内の技術者等の兼務

#### (1) 低入札落札でないとき

技術者等	主任(監理)技術者	監理技術者補佐	現場代理人 <sup>※1</sup>	専任補助者
主任(監理)技術者		× <sup>※2</sup>	○ <sup>※4</sup>	×
監理技術者補佐	× <sup>※2</sup>		○	— <sup>※3</sup>
現場代理人 <sup>※1</sup>	○ <sup>※4</sup>	○		○
専任補助者	×	— <sup>※3</sup>	○	

※1 現場代理人は、主任(監理)技術者、監理技術者補佐又は専任補助者のいずれかと兼務できる。そのとき、兼務する技術者においては資格等が必要。

※2 主任技術者を配置するとき、監理技術者補佐は配置できない。 ※3 監理技術者補佐及び専任補助者は、同時に配置できない。

※4 監理技術者補佐を配置するとき、監理技術者は現場代理人を兼務できない。

#### (2) 低入札落札のとき

主任(監理)技術者、監理技術者補佐、現場代理人、専任補助者及び増員技術者 **全ての組み合わせにおいて兼務不可**

### 3 他工事との技術者等の兼務

#### (1) 主任技術者

次のとき、同一の主任技術者が管理することができる。

- ア 「非専任」の主任技術者は、複数の工事(件数要件なし。)を管理することができる。(※ 低入札落札のときも、「非専任」では複数の工事を管理できる。)
- イ 「専任」の主任技術者は、次のとき原則2件の建設工事を管理することができる。〔平成26年2月3日国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」〕

① 近接した場所「相互の間隔が10km程度まで」、かつ、② 密接な関係のある工事「施工にあたり相互に調整を要すること等」

※ 「専任」で低入札落札のときは、兼務を認めない。〔平成24年3月8日付け総務第283号「建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」〕

#### (2) 監理技術者

監理技術者補佐をそれぞれの工事で専任配置し、次の基準を全て満たす場合は、2つの工事で兼務できる。

- ①設計額3億円未満、②技術難易度が高い工事でない、③同一振興局等又は10kmの範囲内、④発注者が兼務を認める、⑤現場代理人を兼務しない、⑥総合評価の専任補助者を配置しない、⑦低入札落札でない〔令和3年3月8日付け出総第337号「監理技術者の兼務に関する取扱い」〕

#### (3) 監理技術者補佐

兼務は認めない。

#### (4) 現場代理人

ア 次のとき2件の工事で現場代理人を兼務できる。〔令和4年12月16日出総第266号「現場代理人の兼務に関する取扱い」〕

(ア) 次の要件を全て満たす場合

- ① 当初設計額4,000万円(建築一式の場合8,000万円)(税込)未満、② 低入札落札でない、③ 同一振興局等又は10kmの範囲内、④ 特記仕様書等により認めている

(イ) (ア)のほか、上記(1)イで同一の主任技術者が管理できると認められる工事。ただし、低入札落札工事は除く。

イ 上記のほか、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には常駐を要しないこととすることができる。次の①～④いずれかのとき、工事現場における運営等に支障がないものとして取扱う。

- ① 仮設工事等開始までの期間、② 一時中止期間、③ 工場製作のみの期間、④ そのほか工事現場の作業がない期間  
〔平成23年3月25日総務第430号「岩手県建設工事請負契約書例文(別記)の改正に伴う現場代理人の常駐義務緩和について」〕

#### (5) 増員技術者

兼務は認めない。

#### (6) 専任補助者

兼務は認めない。

**【他工事との技術者等の兼務に係る参考】 工作物等に一体性が認められる等のとき** 〔監理技術者制度運用マニュアルP13〕

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

### 4 営業所の専任技術者と工事現場の技術者等の兼務

営業所に常勤して専らその職務に従事することを求められていることから、基本的に工事現場の技術者等との兼務は認めない。